

[資料 2]

後期高齢者医療制度の最近の動向について

令和 7 年 1 0 月

山口県後期高齢者医療広域連合

# 1 後期高齢者医療制度の最近の動向について

## (1) 令和7年度における資格確認書の年次更新について

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が公布され、令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（3割負担の方を除く）の窓口負担割合が「2割」となった。

令和7年度については、7月にマイナ保険証の保有状況に係わらず全被保険者へ資格確認書を送付した。（令和7年4月3日付厚生労働省事務連絡による資格確認書暫定運用の延長対応）

交付件数

（単位：人）

	1割負担	2割負担	3割負担	被保数合計
令和7年8月末日時点	197,978	56,985	14,310	269,273
令和6年8月末日時点	199,371	51,977	12,876	264,224
令和5年8月末日時点	195,522	49,357	11,810	256,689
令和4年10月末日時点	191,034	49,382	11,263	251,679
令和4年8月末日時点	239,517	—	10,917	250,434

## (2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

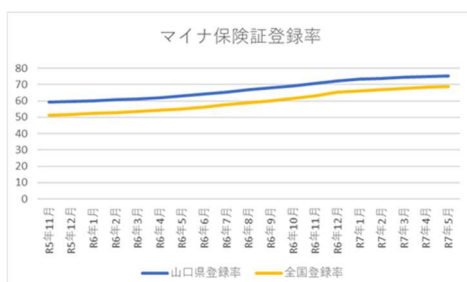
マイナ保険証は被保険者証の新規発行が終了した令和6年12月2日から保有者は被保険者証の代わりにマイナンバーカードを医療機関等に持参し、顔認証もしくは数字4桁の暗証番号により本人確認を行うことで自己負担割合や医療費の自己負担限度額についての情報を病院へ提供されている。

現時点でのマイナ保険証の登録をされた後期高齢者は下表のとおりとなっている。少しずつではあるが保有率は上昇している。また、外来診療においてマイナ保険証の利用率については令和6年12月2日に被保険者証の新規発行が終了することによる影響で急激に上昇したが、令和7年からは一旦、利用率が下降し、その後は少しずつ数値が上昇してきている。

山口県後期高齢者医療加入者でのマイナ保険証登録率及び利用率

	山口県		全国	
	登録率	利用率	登録率	利用率
令和7年 5月末日	75.37%	38.87%	68.83%	29.84%
令和6年12月末日	72.28%	42.23%	65.21%	32.81%
令和6年 7月末日	65.44%	16.19%	57.55%	11.53%
令和5年11月末日	59.27%	2.41%	51.42%	2.43%

※利用率は、外来レセプトにより算出



### (3) 子ども・子育て支援金制度について（令和8年度保険料影響事業）

「子ども・子育て支援金」は、政府が加速する少子化に歯止めをかけるために創設する新しい制度である。この支援金の財源は、令和8年4月以降、現役世代を含む全世代の医療保険料に上乗せする形で徴収される仕組みとなっている。

#### 子ども・子育て支援金制度創設の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

#### こども未来戦略〈加速化プラン〉に基づく給付等の拡充事業【拡充時期】

- ・児童手当の抜本的拡充【令和6年10月】
- ・妊婦のための支援給付の創設【令和7年4月】
- ・妊婦等包括相談支援事業の創設【令和7年4月】
- ・乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設【令和8年4月】
- ・児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ【令和6年11月】
- ・出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）【令和7年4月】
- ・育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）【令和7年4月】
- ・育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設【令和8年10月】

#### 子ども・子育て支援特別会計の財源

「加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出する。

#### 子ども・子育て支援金の賦課・徴収

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出を行うため、医療保険料とあわせた賦課・徴収を進める。後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。

#### 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
後期高齢者医療	200円	250円	350円
国民健康保険	250円	300円	400円
被用者保険	300円	400円	500円
全制度平均	250円	350円	450円